

岩美町わがまちづくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自分達が暮らす地域を自ら考え、自らの手ですばらしい地域に築いていこうとする団体が取り組むまちづくり活動に要する経費に対して、予算の範囲内で、交付金を交付することで住民主体のまちづくりに資するものとし、その交付に関しては、岩美町補助金等交付規則(平成11年3月24日岩美町規則第5号。以下「補助金等交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金対象団体)

第2条 この交付金の交付対象団体(以下「交付金団体」という。)は、町内の自治組織及び自治会長が地域活性化に資すると認める次の各号のいずれにも該当する団体とする。ただし、政治活動、宗教活動または営利活動を目的とする団体及び過去に交付対象となった事業と同様の事業を行う団体は、対象団体としない。

- (1) 自治組織に加入している住民5名以上で構成された団体であること。
- (2) 規約、会則等を定め、自主的で継続的なまちづくり活動を行う団体であること。
- (3) 団体の活動等に要する経費の一部が、会費等交付する交付金以外の財源をもって運営されている団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、改正前の規定に基づき交付金を受けた団体は交付金団体とする。

(交付金対象事業)

第3条 この交付金の交付対象となる事業(以下「交付金事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域課題の解決など住みよいまちづくりに寄与する事業
- (2) 地域住民を挙げて取り組む事業
- (3) 地域の特色を生かした事業
- (4) アイデアが斬新で独創性の高い事業
- (5) 継続性、発展性がある事業
- (6) その他、将来のまちづくりに効果が期待される事業

2 前項の規定にかかわらず、次の事業は、対象事業としない。

- (1) 国・県および公益法人から他の制度による補助、助成または委託を受けている事業
- (2) 政治活動、宗教活動または営利活動を目的とする事業

3 過去に交付金を受けた事業については、交付期間の終了から5年間事業を継続し、かつ、事業の拡大により更なる地域活性化に資すると認められるものに限り対象とする。

(交付金の交付期間および額)

第4条 交付金の交付期間は3年以内とし、交付期間内に交付する額の総額は、1団体あたり50万円を上限とする。ただし、過去に交付金を受けた団体が交付金を受けようとする場合は、30万円を上限とする。

(交付金対象経費)

第5条 交付金の対象経費は、次の各号にあげる経費とし、初年度においては交付決定後、継続年度においては当該年度に実施する事業に要する経費について補助するものとする。

- (1) 講演会、研修会に係る経費（講師謝礼、消耗印刷費）
- (2) 視察に係る経費（旅費等）
- (3) 使用料および賃借料
- (4) 通信運搬費
- (5) 機器購入費（ただし、交付金対象額は、交付金の3/4以内の額を上限とする。）
- (6) 原材料費
- (7) その他、事業推進に必要と認められる経費（ただし、賃金・食糧費は原則認めないものとする。）

(交付金の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者は、補助金等交付規則第5条の規定による交付申請書（様式第1号）を、町長が別に定める日までに提出するものとする。

- 2 交付金の申請募集は公募とし、事業計画、収支予算は、それぞれ第3条及び第5条の各号に掲げる内容に合致するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該交付申請書について、第3条及び第5条の各号に掲げる内容である点に留意しつつ審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付の決定をし、岩美町わがまちづくり交付決定通知書（様式第2号）により事業主体に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 交付金事業の着手について、継続年度においては補助金等交付規則第12条ただし書に規定する町長が特に認めた経費の支出に該当し、着手届は要しない。

(交付金申請事項の変更)

第9条 補助金等交付規則第10条第1項の規定による町長への変更承認申請は、様式第3号による申請書を提出して行うものとする。

- 2 補助金等交付規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げるもの以外のものとする。
 - (1) 対象経費の20パーセントを超える増減を伴う変更
 - (2) 交付金の増額を伴う変更
 - (3) 事業の中止若しくは廃止

(事業の実施)

第10条 事業を行う者（以下「事業者」という。）は、事業の実施に当たっては、住民の参加、波及効果、町事業との整合性等に十分配慮して実施するものとする。

- 2 事業者は、事業の実施に当たっては、町と十分な連絡のもとに行うものとする。
- 3 町は、事業者に対し、事業の円滑な実施を図るために必要な助言や指導を行うものとする。

(交付金の実績報告等)

- 第11条 交付金の交付を受けた者は、事業実施期間中の各年度に実績報告書（様式第4号）を町長へ提出するものとする。
- 2 前項の実績報告書は、事業実施期間中は対象となる年度の翌年度4月10日までに、事業が完了したときは完了の日から30日以内又は事業の完了した日に属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。
 - 3 交付金の交付を受けた者は、交付期間終了後2年間は事業の経過を町長へ報告するとともに、事業の成果を自らも広く町民へ公表することに努めるものとする。
 - 4 町長は、必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず交付金の交付を受けた者から事業の成果についての報告を求めることができる。
 - 5 前項の規定は、交付額確定通知を行った後についても同様とする。
 - 6 町長は、事業の成果について広く町民に公表するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第12条 交付金の交付を受けた者は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を得ないで目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

- 第13条 要綱の適用は、当該事業の交付決定した年度の要綱を適用するものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成21年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成24年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成27年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成27年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成30年度まで適用する。